平成２１年（フ）第７９４号
広島市西区草津南３丁目４番13―308号
債務者　壇上　　進
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６４号
広島県廿日市市宮園上１丁目３番地２
債務者　木本　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９号
広島県三原市宮沖２丁目２番17号
債務者　長岡美穂子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
広島県尾道市因島土生町1846番地７
債務者　森元　英子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東13番地９
債務者　新定　寿子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
愛媛県西条市安知生700番地１、旧住所愛媛県西条市大町808番地
債務者　上林　正由
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７５号
愛媛県西条市安知生700番地１、旧住所愛媛県西条市大町808番地
債務者　上林　和子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市東田２丁目1505番地の１
債務者　神野　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７６号
福岡県嘉麻市山野2147番地13
債務者　宮﨑　誠二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市皆与志町1835番地３
債務者　徳重　直美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市皆与志町1835番地３
債務者　徳重　満郎
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目９番12号アンシャンテパリⅡ306号
債務者　奥村　美穂
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目39番54号
債務者　安田　由香
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番33―45号
債務者　今村　政秋
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番12―41号
債務者　西　　太三
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市中山町5129番地
債務者　大重摩衣子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目43番２号
債務者　濵屋敷和美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市武１丁目37番17号谷元ビル302号
債務者　森園　鷹志
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係